

一般ガス小売供給約款・個別要綱 (家庭用エネファーム)

2023年10月 1 日実施

大垣ガス株式会社
登録番号E 0 0 0 5

目次

I 一般ガス小売供給約款・個別要綱の適用

1	実施および適用	1
2	用語の定義	1
3	適用条件	1
4	契約の締結	2
5	契約期間	2
6	料金等	2
7	割引制度	2
8	設置確認・連絡・契約の変更および終了	3
9	その他	3

附則

1	実施期日	4
2	実施に伴う切替措置	4
3	消費税	4

別表

第1	通常料金表	5
第2	長期使用割引	6

I 一般ガス小売供給約款・個別要綱の適用

1 実施および適用

- (1) この「一般ガス小売供給約款・個別要綱（家庭用エネファーム）」（以下「この個別要綱」といいます。）は、当社がガス料金等のサービス内容ごとに別途定める個別のものであり、適用条件に合致するご使用者と当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、当社がガスを供給するときに共通して適用される基本的な契約条件を規定した「一般ガス小売供給約款・基本要綱」（以下「基本要綱」といいます。）と合わせて適用いたします。
- (3) この個別要綱に定める事項について基本要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については基本要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。
- (4) この個別要綱に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの個別要綱の趣旨に則り、その都度ご使用者と当社との協議によって定めます。

2 用語の定義

この個別要綱において使用する用語の意味は、次のとおりです。

- ① 専用住宅
居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分が無い住宅をいいます。
- ② 併用住宅
店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- ③ 住居部分
世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有する部分をいい、専用住宅の全部と、併用住宅の居住の用に供されている部分をいいます。
- ④ 居室
居住の目的のために継続的に使用する室をいいます（浴室、洗面所等は含みません。）。
- ⑤ 家庭用燃料電池（以下「エネファーム」といいます。）
ガスを一次エネルギーとして電気化学反応により発電を行うとともに、その際に発生する廃熱を利用する家庭用の熱電併給システムで、定格発電出力（機器容量）が700W以上5kW未満のものをいいます。
- ⑥ 浴室暖房乾燥機
エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して浴室で暖房乾燥を行うシステムをいいます。
- ⑦ 衣類乾燥機
エネルギー源としてガスを使用し、衣類等の乾燥を行うことを主な目的とした燃焼機器、または、エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により温水を供給して衣類等の乾燥を行うことを主な目的としたシステムをいいます。
- ⑧ 床暖房
エネルギー源としてガスを使用し、熱源機により、床面下もしくは壁中に設置した配管に温水を供給して床面もしくは壁面の一定面積の暖房を行うシステムをいいます。
ただし、温風暖房を除きます。
- ⑨ 家庭用セントラルヒーティングシステム
エネルギー源としてガスを使用し、放熱器を複数接続する機能を有する熱源機により、居室に設置した放熱器に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。

3 適用条件

この個別要綱は、家庭用として以下のいずれかの条件を満たす家庭用エネファームを使用するご使用者が希望される場合に適用いたします。

- ① 専用住宅でエネファームを使用すること
- ② 1 需要場所におけるガスメーターの能力（託送供給約款の規定により、ガスメーターを2個以上設置しているご使用者については、そのガスメーターの能力の合計とします。）が、16m³/時以下の併用住宅における住居部分でエネファームを使用すること

4 契約の締結

- (1) 申し込みの際は、割引無、乾燥割引、床暖割引または床暖乾燥割引のいずれかを選択していただきます。
- (2) 当社は、他の個別要綱に規定する、当該他の個別要綱から当該他の個別要綱以外の個別要綱への変更が認められない期間が有る場合、この個別要綱に基づく契約への変更の申し込みを、原則として、承諾いたしません。
- (3) 当社は、この個別要綱に基づいて契約をされていたご使用者が、契約を解除、または、他の個別要綱へ変更した後、同一需要場所でこの個別要綱の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解除の日、または、他の個別要綱への変更の日から12か月に満たない場合には、原則として、申し込みを承諾いたしません。
ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による契約の解除の場合はこの限りではありません。

5 契約期間

契約期間は、ガス供給契約が成立した日から、ガス供給契約が解除その他の事由により終了した日までといたします。

ただし、3で規定する適用条件を満たしており、次の期間内である場合、他の個別要綱に基づく契約への変更の申し込みは、原則として、承諾いたしません。

- (1) 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始日から、開始日の翌月より12か月目の月の検針日まで
- (2) 個別要綱に基づく契約を変更した場合は、変更日の翌日から、変更日の翌月より12か月目の月の検針日まで

6 料金等

料金単価は、別表に規定する料金表によります。

この個別要綱が適用されるご使用者には、口座振替割引および払込書割増、長期使用割引、供給停止解除手数料、ならびに、短期使用後再開栓手数料を適用いたします。

7 割引制度

当社は、次のいずれかの条件を満たすご使用者に対し、ご使用者からの所定の申込書による申し込みに基づき割引を適用いたします。当社は、割引制度を適用する場合、【別表第3】を適用して割引額を算定いたします。

ただし、割引の併用はできません。

- (1) 乾燥割引
 - ① 住居部分にて浴室暖房乾燥機もしくは衣類乾燥機を使用すること
- (2) 床暖割引
 - ① 居室に床暖房もしくは家庭用セントラルヒーティングシステムを設置し、使用すること
- (3) 床暖乾燥割引
 - ① (1)および(2)の適用条件を満たすこと

なお、既にこの個別要綱を適用されているご使用者で、割引制度の適用を受けられていないご使用者が、お申し込みにより新たに割引制度の適用を受けられる場合、または、既に割引制度の適用を受

けているご使用者が、新たなお申し込みにより割引制度の適用を取りやめた場合、その契約期間は、5(2)の個別要綱に基づく契約を変更した場合と同様といたします。

8 設置確認・連絡・契約の変更および終了

- (1) 当社は、3に定める適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合が有ります。この場合には正当な事由が無い限り、土地および建物への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社はこの個別要綱に基づく契約の申し込みを承諾しない、または、速やかにこの個別要綱に基づく契約を解除いたします。
- (2) この個別要綱の適用を受けられているご使用者が、家庭用エネファームを取り外すなど、3に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、当該時点をもって、この個別要綱に基づく契約が一般ガス小売供給約款・個別要綱（標準）に基づく契約に変更されるものといたします。
- (3) 当社は、7に定める割引制度の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合が有ります。この場合には正当な事由が無い限り、敷地および建物への立入りを承諾していただきます。万一、立入りを承諾していただけない場合、当社は割引制度の申し込みを承諾しない、または、速やかに割引制度の適用を取りやめます。
- (4) 割引制度の適用を受けられているご使用者が、浴室暖房乾燥機を取り外すなど、7に定める適用条件を満たさなくなった場合は、直ちにその旨を当社に連絡していただきます。なお、適用条件を満たさなくなった場合は、当該条件を満たさなくなった日をもって割引制度の適用を取りやめることといたします。

9 その他

その他の事項については、基本要綱を適用し、この個別要綱に定義の無い用語は、基本要綱で定義するところによります。

附則

1 実施期日

この個別要綱は、2023年10月1日から実施いたします。

2 実施に伴う切替措置

供給停止中の日割計算の廃止は、2023年10月1日以降に行われる供給停止から適用いたします。

短期使用閉栓時の日割計算の廃止、および、短期使用後再開栓手数料の徴収は、2023年10月1日以降に行われる開栓から適用いたします。

3 消費税

消費税相当額は消費税率10%により算出されています。

別表

【別表第1】通常料金表（括弧内は消費税等相当額を含まない参考金額）

割引無

基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
2,942.50 (2,675.00)	129.80 (118.00)

乾燥割引

基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
2,942.50 (2,675.00)	123.20 (112.00)

床暖割引

基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
2,942.50 (2,675.00)	123.20 (112.00)

床暖乾燥割引

基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/m ³)
2,942.50 (2,675.00)	116.60 (106.00)

【別表第2】長期使用割引（括弧内は消費税等相当額を含まない参考金額）

継続使用期間に応じ、基準単位料金から、次の割引をいたします。

継続使用期間	割引額 (円/m ³)
5年以上	3.30 (3.00)